

日本株マーケット・ニュートラル

【愛称 :ニュートロン】
ファンド・オブ・ファンズ

目論見書 2004 年 8 月

設定・運用は

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



- 当ファンドは、投資信託証券への投資を通して、実質的にわが国の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ロンドンまたはダブリン（アイルランド）の銀行休業日にあたる場合は、ご購入の申込みおよびご換金の申込みの受付を行ないませんのでご留意下さい。

「日本株マーケット・ニュートラル」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 16 年 7 月 16 日に関東財務局長に提出しており、平成 16 年 8 月 1 日にその届出の効力が生じております。

- 有価証券届出書提出日……………平成 16 年 7 月 16 日
- 募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称……日本株マーケット・ニュートラル
- 募集内国投資信託受益証券の金額……………継続募集額 2,000 億円を上限とします。
- 発行者名……………ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
- 代表者の役職氏名……………代表取締役社長 右近徳雄
- 本店の所在の場所……………東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号
- 縦覧に供する場所……………該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
第2 ファンドの経理状況	33
第3 その他	56
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	56
約款	(巻末)

第一部証券情報

(1) ファンドの名称

日本株マーケット・ニュートラル

(愛称：ニュートロン (Neutron) 以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益証券で、原則として無記名式です(以下「受益証券」といいます。)

なお、無記名式から記名式への変更、または、記名式から無記名式への変更を行なうことができます。また、当ファンドは格付けを取得しておりません。

(3) 発行数

継続募集期間(平成16年8月1日から平成17年8月4日まで)において、発行価額の総額(受益証券1口当りの各発行価格に、各発行口数を乗じた金額の累計額)が、2,000億円となる口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

この継続募集期間中については、2,000億円を上限とします。

なお、上記金額には下記の申込手数料は含まれておりません。

(5) 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします(当初元本：1口=1円)。

ただし、「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社(お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。)あるいは販売会社(お申込み窓口等)にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊(当ファンドは「N トロン」と表示されます。)に掲載されます。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した1口当りの純資産価額をいいます(ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。)。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

(6) 申込手数料

お申込手数料(1万口当り)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、有価証券届出書提出日現在、その申込手数料率の上限は1.575%(税抜き1.5%)となっております。

申込手数料には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社(お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。)でもご照会いただけます。

(7) 申込単位

自動けいぞく投資コース

1 万円以上 1 円単位です。

* 取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料（税込み）を加えた額）において 1 万円以上 1 円単位です。

* 取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

* 自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

* 「定期引出コース」を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出コース」を選択することができます。

一般コース

1 万口以上 1 万口単位です。

販売会社毎の取扱いコース等については、各販売会社にお問い合わせください。

また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）でもご照会いただけます。

(8) 申込期間

平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 8 月 4 日までとします*。

* 申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）

* 販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

(10) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

(11) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(9) 申込取扱場所」と同一です。

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法等

- 1) 受益証券の取得申込に際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞくコース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受け取る「定期引出取引」を選択することもできます。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。

「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができりますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

- 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行なう「定時定額購入取引（積立て）」につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 4) 原則として各営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得申込みが行なわれ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

取得申込受付の中止

- 1) 取得申込日がロンドンまたはダブリン（アイルランド）の銀行休業日にあたる場合には、取得の申込みを受付けないものとします。

* 平成16年の受付不可日は以下の通りとなっております。ただし、有価証券届出書提出日現在把握しているものであり、今後変更になる場合がございます。

	ロンドン	ダブリン
平成16年1月1日(木)	ニュー・イヤーズ・デー	ニュー・イヤーズ・デー
3月17日(水)		聖パトリックの日
4月9日(金)	復活祭（聖金曜日）	復活祭（聖金曜日）
4月12日(月)	復活祭（月曜日）	復活祭（月曜日）
5月3日(月)	メーデー	メーデー
5月31日(月)	一般公休日	
6月7日(月)		一般公休日
8月2日(月)		一般公休日
8月30日(月)	一般公休日	
10月25日(月)		一般公休日
12月27日(月)	クリスマス	クリスマス
12月28日(火)	ボクシング・デー	聖スティーブンスの日
12月29日(水)		一般公休日

- 2) 証券取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、

お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消す場合があります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

委託会社のお問合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
(わが国の証券取引所の半休日は午前9時から正午)

U R L <http://www.sgam.co.jp/>

第二部ファンド情報

第1ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

当ファンドは、外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券およびわが国の証券投資信託「りそな・短期金融資産マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の変動にかかわらず信託財産の成長をはかることを目的として運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ（FOFs）*に属します。

*「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会による商品分類方法において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券および証券投資法人の投資証券）に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

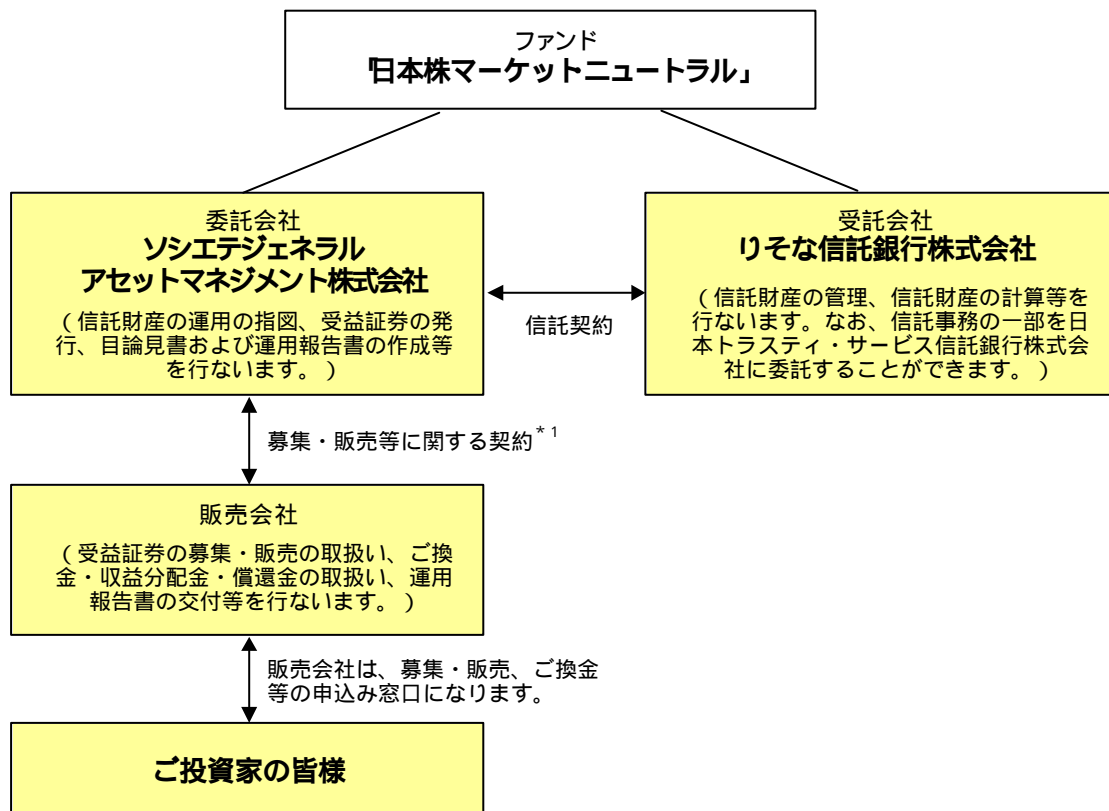
受益証券の信託金限度額は2,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、信託金限度額を変更することができます。

(2) ファンドの沿革

平成14年4月12日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

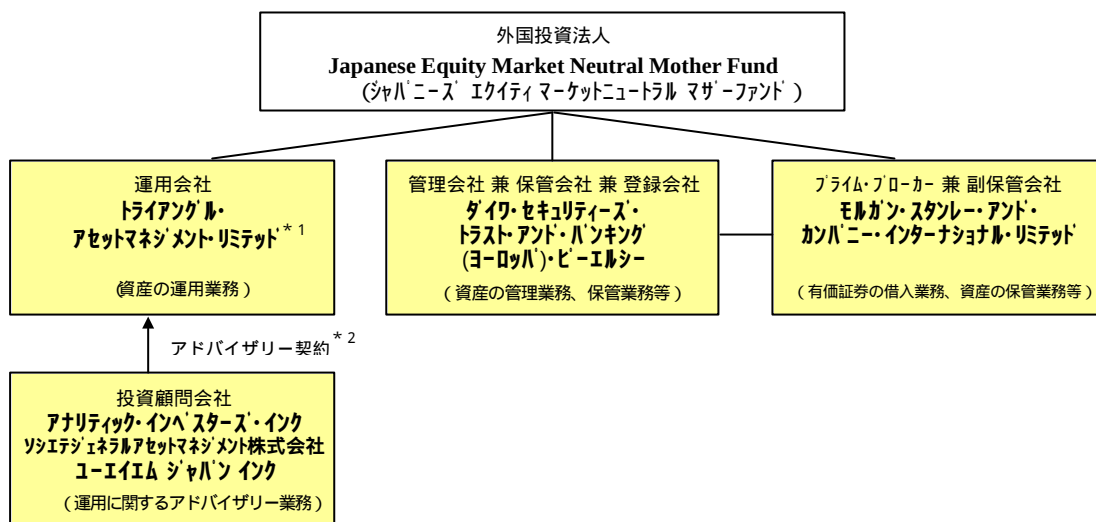
(3) ファンドの仕組み

委託会社及びファンドの関係法人



参考：外国投資法人の主な関係法人

「日本株マーケット・ニュートラル」は、ケイマン籍の外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券を主要投資対象としていますが、投資法人とは、資産の運用を目的とする会社で、投資者がその会社の株主となって運用により得られる収益の分配を受け取る形態の会社型投資信託です。当該外国投資法人の主な関係法人は以下の通りです。



*1 トライアングル・アセットマネジメント・リミテッド(以下「トライアングル社」といいます。)は、平成 14 年 2 月に設立されたケイマン籍の法人であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社、ユー・エイ・エム ジャパン インク(以下「UAM ジャパン」といいます。)およびアナリティック・インベスターズ・インク(以下「アナリティック社」といいます。)の共同出資会社です。

*2 トライアングル社がアナリティック社および UAM ジャパンとそれぞれ締結しているアドバイザー契約は、わが国の法令における投資一任業務にかかる内容を含みます。

委託会社の概況

- 1) 名称 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
- 2) 住所 東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号
- 3) 資本金 平成 16 年 8 月 1 日現在：12 億円
- 4) 会社の沿革

昭和 46 年 11 月 22 日	山一投資カウンセリング株式会社設立
昭和 55 年 1 月 4 日	山一投資顧問株式会社へ社名変更
平成 10 年 1 月 28 日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる
平成 10 年 4 月 1 日	エスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成 10 年 11 月 30 日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成 16 年 8 月 1 日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併及びソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更

5) 大株主の状況

平成 16 年 8 月 1 日現在

名称	住所	所有株式数	持株比率
ソシエテジェネラル投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,400,000 株	100.0%

2 投資方針

(1) 投資方針

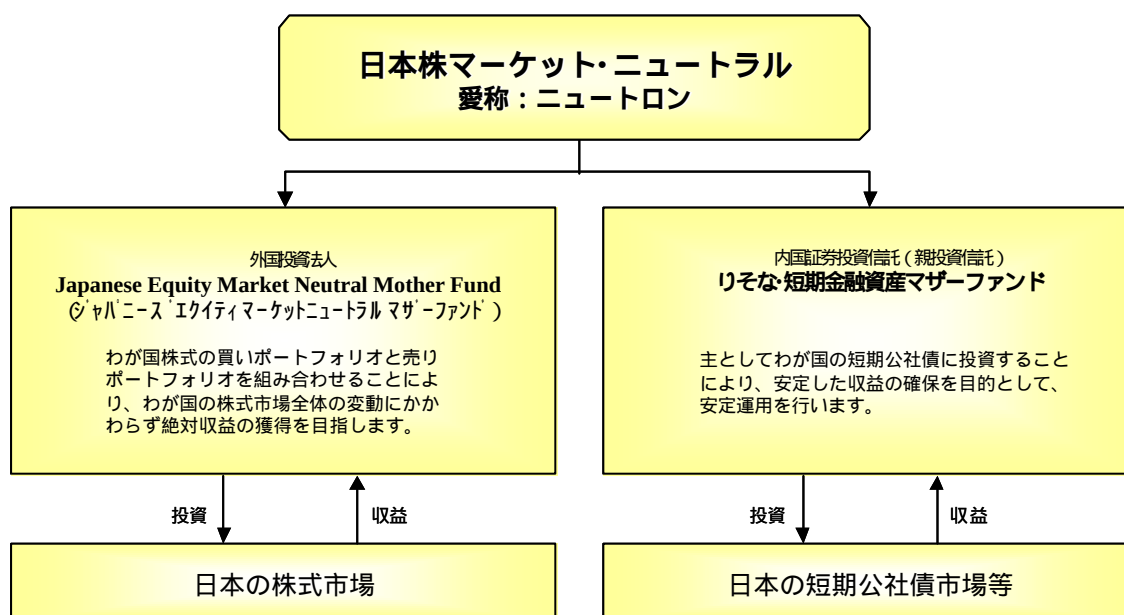
「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」および「りそな・短期金融資産マザーファンド」に対する投資比率は概ね以下の通りとします。

1. ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド：95%程度

わが国の株式の買いポートフォリオと売りポートフォリオを組み合わせることにより、わが国の株式市場全体の変動にかかわらず絶対収益の獲得を目指すケイマン籍外国投資法人の円建て投資証券

2. りそな・短期金融資産マザーファンド：5%程度

わが国の短期公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的とするわが国の証券投資信託の受益証券



* 「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」(Japanese Equity Market Neutral Mother Fund) は、平成 14 年 2 月 1 日設立の英領西インド諸島ケイマン籍の外国投資法人です(以下「外国ファンド」といいます。)

* 「りそな・短期金融資産マザーファンド」は、わが国の証券投資信託(親投資信託)です(以下「マネーファンド」といいます。)

ただし、資金動向や市況動向等に急激な変化が生じたときおよび残存信託期間や残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券等への投資を通じて、実質的にわが国の株式に投資する効果を有するファンドです。「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の運用の特色および運用プロセスは以下の通りです。

■ 「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の運用の特色

わが国の株式市場全体の変動にかかわらず絶対収益の獲得を目指します。

「買いポートフォリオ」と「売りポートフォリオ」をほぼ同額組み合わせることにより、株式市場全体の動向の影響を排除し、絶対収益の獲得を目指します。

買い・売りポートフォリオの銘柄の株価変動の差が、収益の源泉となります。

魅力度の違いから生じる「買いポートフォリオ」と「売りポートフォリオ」の値動きの差により、収益の獲得を狙います。

2種類の手法を用いてバランスのとれたポートフォリオを構築します。

手法 1	手法 2
マルチ・ファクター・モデルを用いて期待収益率を予測する計量的アプローチ	個別銘柄の定性分析と定量分析を融合したアプローチ

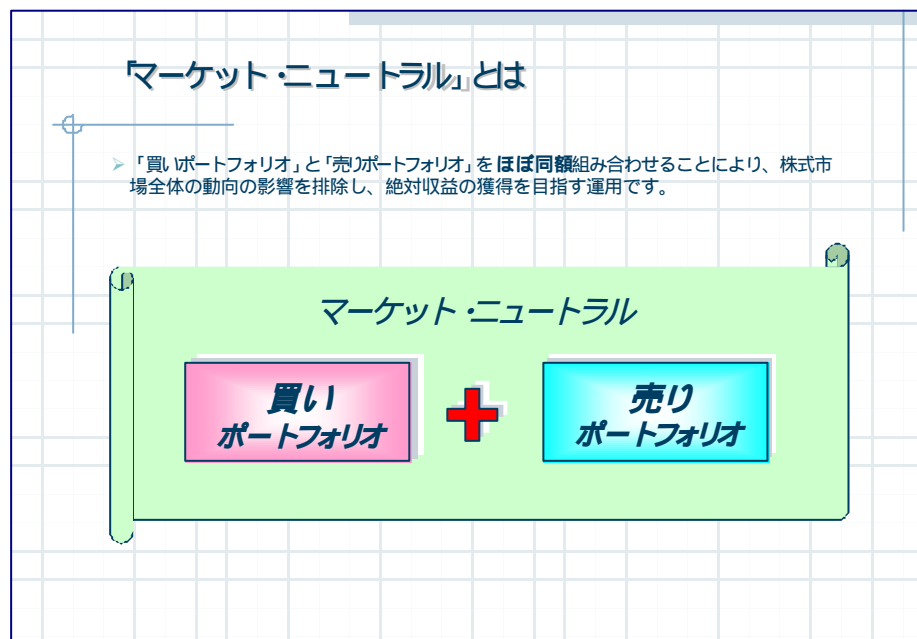
相場全体の上昇・下落の影響等を抑えるため、各種の制限を設けます。

買い・売りそれぞれのポートフォリオで 200～300 銘柄程度に分散します。また、その他各種のリスクについて制限を設けます。

■ 「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の運用プロセス

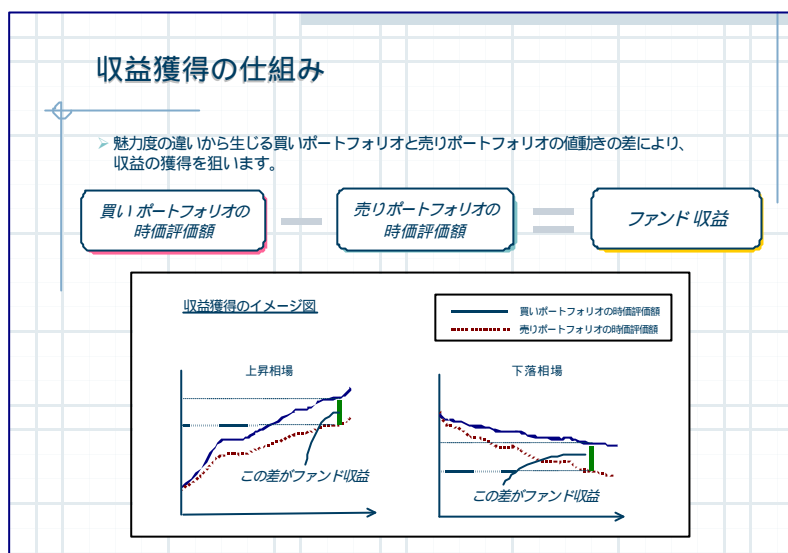
マーケット・ニュートラル戦略とは

外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」が行なう運用は、わが国株式市場の上場銘柄のうち、相対的に投資魅力度の高い銘柄群を買付け（買いポートフォリオの構築）相対的に投資魅力度の低い銘柄群を借株して売建て（売りポートフォリオの構築）買いポートフォリオと売りポートフォリオをほぼ同額で構築するもので、これは一般的に「マーケット・ニュートラル戦略」と呼ばれています。当該戦略では、わが国の株式市場全体の上昇・下落にかかわらず絶対収益の獲得を目指します。



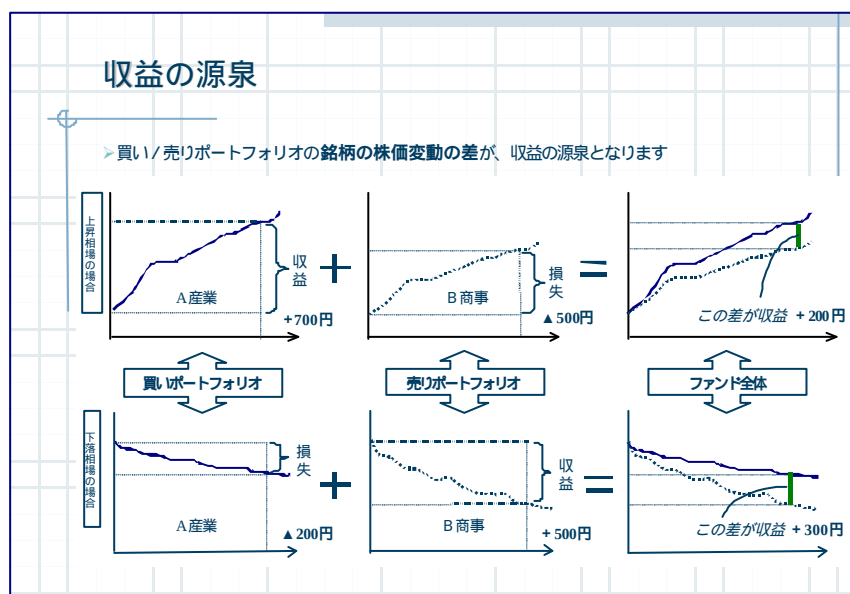
収益獲得の仕組み

相対的に投資魅力度の高い銘柄を組入れた買いポートフォリオは、一般に上昇相場るとき上昇率が大きく、下落相場るとき下落率は小さくなることが期待されます。また、相対的に投資魅力度の低い銘柄を組入れた売りポートフォリオは、一般に上昇相場るとき上昇率が小さく、下落相場るとき下落率は大きくなることが期待されます。このような買いおよび売りの2つのポートフォリオにおける値動きの格差により、買いポートフォリオの時価評価額が売りポートフォリオの時価評価額を上回ることが期待され、その結果生じた時価評価額の差が収益となります。



買いポートフォリオおよび売りポートフォリオの組入銘柄

買いポートフォリオおよび売りポートフォリオに組入れる銘柄については、相対的に投資魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに、相対的に投資魅力度の低い銘柄を売りポートフォリオに組入れます。銘柄選定の基準となる投資魅力度は、株価に影響を与える様々な要因を分析して測定します。その際には、企業の各種利益率や株価収益率などのデータに基づく定量分析、企業訪問等に基づく個別企業の定性分析および需給、持ち合い等の環境分析を行ないます。



2種類の銘柄選定アプローチ

外国ファンドの運用を行なうトライアングル社は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント、UAM ジャパン、アナリティック社とアドバイザリー契約を締結しています。トライアングル社が運用するポートフォリオは、2つの手法を組み合わせで構築されます。

手法1：主としてアナリティック社とのアドバイザリー契約に基づき、マルチ・ファクター・モデル*を用いて期待収益率を予測する計量的アプローチ。種々のリスクを抑制し、主に個別銘柄独自の要因により収益獲得を狙います。

手法2：ソシエテジェネラルアセットマネジメント、UAM ジャパンとのアドバイザリー契約に基づき、個別銘柄の定性分析と定量分析を融合したアプローチ。個別銘柄独自の要因からの収益獲得を狙うほか、業種配分においても一定の範囲でリスクを取ることで収益の源泉とします。

上記の2つの手法を組み合わせ、全体でいくつかの制約を加えてポートフォリオ構築を行なうことにより、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益格差が、主として個別銘柄独自の要因および業種配分から由来するように収益の源泉を限定します。また、2つの手法を組み合わせることにより、わが国の株式市場特有の非効率性（需給、株式持ち合い等）がもたらす短期的な市場の歪み等を考慮に入れたバランスの取れた運用が可能となります。

* マルチ・ファクター・モデルとは、複数の共通要因（時価総額、増益率等）を用いて、個別銘柄のリターンを分解、説明するものです。

運用プロセス

➤ 2種類の手法を用いてバランスのとれたポートフォリオを構築します。

手法1

主として**アナリティック社**とのアドバイザリー契約による定量分析に基づいた銘柄選択
企業間格差を狙う
中長期運用戦略

買い
ポートフォリオ

売り
ポートフォリオ

手法2

ソシエテジェネラルアセットマネジメント、UAMジャパンとのアドバイザリー契約による銘柄・業種選択
企業間・業種間格差を狙う
短中期運用戦略

買い
ポートフォリオ

売り
ポートフォリオ

+



中立化のためのリスク管理

2つの手法により構築、運用されるポートフォリオは、全体で厳正なリスク管理を行なっています。ポートフォリオ全体として市場動向の影響を排除するために、以下の項目等において一定の制限を設け、定期的におよび必要に応じて随時、中立化を行ないます。

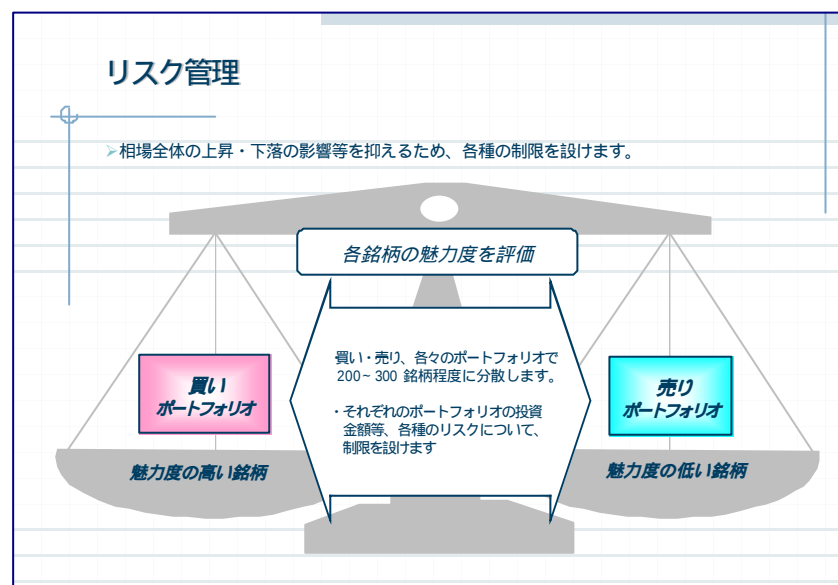
投資金額	買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額の差は、 $\pm 5\%$ * 以内
セクター * 配分	買いポートフォリオと売りポートフォリオの1セクターの配分差は、 $\pm 10\%$ * 以内
ベータ値 *	ポートフォリオ全体のベータ値は、 ± 0.1 の範囲内

* 投資金額およびセクター配分にかかる数値は、外国ファンドの純資産総額に対する比率です。

* セクターとは、業種分類における大分類のことをいい、10セクターに分類しています。

* ベータ値とは、ポートフォリオ全体の値動きが証券市場全体の値動きに対してどの程度反応し変動するかを示す数値です。例えば、ポートフォリオのベータ値が0.1とは、証券市場が10%上昇（あるいは下落）する場合はポートフォリオ全体が1%上昇（あるいは下落）することが見込まれる状況であることを示しています。

また、外国ファンドでは中立化のため株価指数先物を利用する場合があります。



組入銘柄数

買いポートフォリオおよび売りポートフォリオへの組入れ銘柄数を、原則として各々200～300銘柄程度*、個別銘柄の最大組入比率を外国ファンドの純資産総額に対し4%程度とすることで、1銘柄の価格変動がポートフォリオ全体に過大な影響を与えないよう、分散効果を高めた運用を行ないます。

*ただし、外国ファンドの資産規模および資金の流出入の状況によっては、200銘柄を下回る場合があります。

マーケット・ニュートラル戦略の運営と管理

マーケット・ニュートラル戦略は以下の方法により運営・管理されます。

1. 当該戦略を行なうのに際し、買いポートフォリオおよび売りポートフォリオにかかる個別銘柄の売買取引の執行は、プライム・ブローカーもしくはエグゼキューション・ブローカー（取引の執行のみを行なう証券会社）を通じて行なわれます。プライム・ブローカーは同時に副保管会社の役割を兼務し、前述の取引により外国ファンドに帰属する株式ならびに売りポートフォリオにかかる売却代金等は、保管会社を通じて全てプライム・ブローカレッジ・アカウントに保管されます。
2. 当該戦略においては、買いポートフォリオの構築とほぼ同時に同額の売りポートフォリオを構築します。ただし、リスク調整のため、買いまたは売りのみを行なう場合があります。
3. 売りポートフォリオの対象となる銘柄はプライム・ブローカーを通じて借株します。借株した銘柄を売却し、売りポートフォリオを構築します。
4. 借株した銘柄にかかる借株料、借株した銘柄の売却にかかる売却代金に付される金利（短期金利に相当）買いポートフォリオと売りポートフォリオの銘柄にかかる権利・配当等は全て同じアカウントに帰属します。
5. 借株の際には担保が必要となり、外国ファンドがこれを提供します。

(2)投資対象

主な投資対象

外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券およびわが国の証券投資信託「りそな・短期金融資産マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
 - ニ. 金銭を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）の受益権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券およびわが国の証券投資信託「りそな・短期金融資産マザーファンド」の受益証券に投資を行なうほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、1.の性質を有するもの

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用するこ

とを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 運用体制

投資戦略の決定

投資情報会議において、マクロ環境見通し・資産別市場見通しを決定し、それを基に、運用戦略会議および資産配分決定会議において、ファンドの投資戦略および資産配分戦略を決定します。

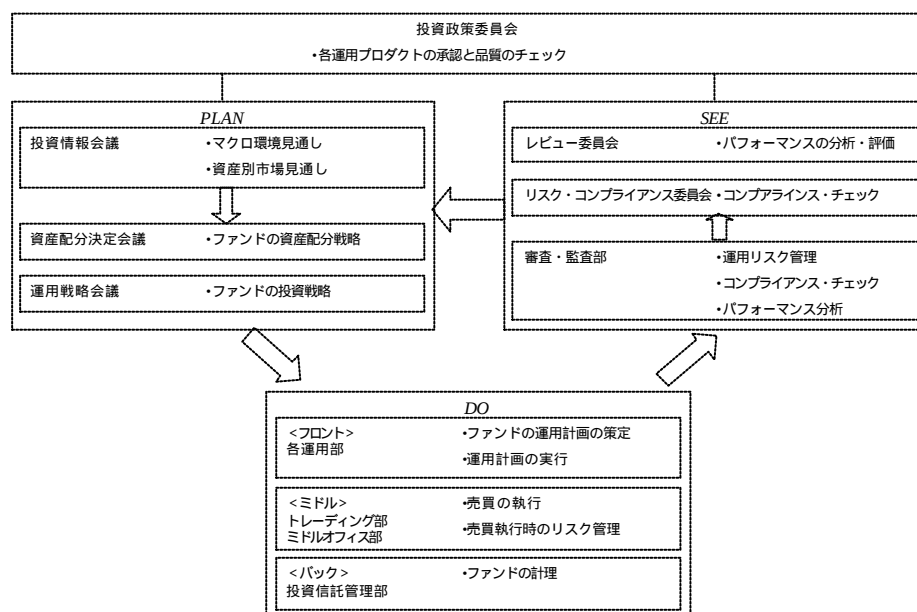
投資戦略に基づく運用の実行

各運用部は、運用戦略会議の決定に基づき、ファンドの運用計画を策定、実行します。

運用結果の評価

レビュー委員会において、ファンドの運用状況の分析・評価を行ない、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス・チェックを行ないます。

また投資政策委員会が運用プロダクトの承認と品質のチェックを行なう形で、運用全体の最終責任を負っています。



* 委託会社の運用体制は平成 16 年 8 月 1 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

毎決算時（毎年 4 月 20 日および 10 月 20 日の年 2 回。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた、経費控除後の利子・配当等収益*と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 利子・配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、

諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査費用、および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額。以下同じ。） 信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 投資制限

前記(2)投資対象 に記載する有価証券以外の有価証券への直接投資は行ないません。ただし、前記(2)投資対象 に記載する金融商品に投資することができます。

有価証券先物取引等の派生商品取引、有価証券の借入れ、有価証券の空売りおよび有価証券の貸付の指図を直接行なうことはありません。

外貨建資産への直接投資は行ないません。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないものとします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

(参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

1. Japanese Equity Market Neutral Mother Fund (ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド)

イ. 運用の基本方針

外国ファンドの投資目的は、円での絶対収益を獲得することにあります。運用会社は日本株式の買建てポートフォリオおよび売建てポートフォリオを構築することによりこの目的の達成に努めます。外国ファンドの投資ポートフォリオの運用において、運用会社は2つの手法(マルチ・ファクター・モデルを用いて期待収益率を予測する計量的アプローチ、 個別株の定性分析と定量分析を融合したアプローチ)を用いてポートフォリオを構築します。

ロ. 運用方法

(1) 投資対象

日本株式 (ただし、東証一部上場銘柄に限る。)

また、運用会社が投資目的を達成するために必要と認めたときは、東証株価指数先物または日経平均株価指数先物に投資する場合があります。

(2) 投資制限

一発行体の証券または一企業に純資産の20%以上を投資または貸付しません。

流動性に欠ける資産には、純資産の15%以上を投資しません。

一相手方 (プライム・ブローカーを除く) との無担保取引は純資産の20%以下とします。

いかなる投資先企業に対しても、法令上または経営上の支配を行ないません。

先物および空売り取引の未決済残高の価値が純資産の90%を超えることとなるような先物および空売り取引を行ないません。

一企業 (証券投資法人を含む) の発行済み株式の50%以上を取得しません。

外国ファンドに無限責任を負わせるような投資は行ないません。

消却目的での買戻しを除いて自社の投資証券を取得しません。

運用会社は、運用会社または受益者以外の関係者の利益を図ることを意図したすべての取引を含む、受益者の利益に反するまたは外国ファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ないません。

(3) 分配方針

外国ファンドは、法律の範囲内で期中の取得、払戻しおよび分配金を調整した後の各年度の純資産の増加分 (実現および未実現の純損益および正味収入を原資とします。) を決算日に分配する場合があります。(監査前のデータに基づき計算された) 分配金の支払いは、通常決算日後1ヵ月以内に無利息にて支払われます。管理会社は、投資主から支払われるべき金額がある場合には、分配金の全部または一部を相殺する権限を外国ファンドの取締役会より付与されています。

ハ. ファンドにかかる費用

(1) 管理報酬等

管理報酬等の額は、外国ファンドの純資産総額に下記の率 (年率) を乗じた額となります。

運用会社	管理会社
0.85 %	0.175 %

ただし、管理会社の年間最低報酬は75,000米ドルです。

(2) 申込手数料

ございません。

(3) その他の費用

外国ファンドの監査費用等の費用、外国ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国ファンドにおいて借株した銘柄にかかる借株料、組入を行なっている日本株式の配当金にかかる租税負担等については外国ファンドが負担します。

二．その他

(1) 沿革 平成14年2月1日設立

(2) 決算日 毎年1月20日

ホ．関係法人

関係法人	名称
運用会社 (Investment Manager)	トライアングル・アセットマネジメント・リミテッド
投資顧問会社 (Investment Advisers)	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 ユーエイエム ジャパン インク アナリティック・インベスターズ・インク
管理会社、保管会社および登録会社 (Administrator, Custodian and Registrar)	ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンド・バンキング (ヨーロッパ)・ピーエルシー
プライム・ブローカーおよび副保管会社 (Prime Broker and Sub-Custodian)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナシ ョナル・リミテッド

2．りそな・短期金融資産マザーファンド

イ．運用の基本方針

この投資信託は、主としてわが国の短期公社債に投資することにより、安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

ロ．運用方法

(1) 投資対象

わが国の短期公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の短期公社債に投資することにより、安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) 収益分配方針

収益の分配は行ないません。

ハ．ファンドにかかる費用

(1) 信託報酬

ございません。

(2) 申込手数料

ございません。

(3) その他手数料

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引、オプション取引等に要する費用、および資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用等にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

ニ．その他

(1) 委託会社 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

(2) 信託設定日 平成 14 年 2 月 8 日

(3) 決算日 毎年 10 月 20 日（10 月 20 日が休業日の場合は、翌営業日を決算日とします。）

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主として外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券およびわが国の証券投資信託「りそな・短期金融資産マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の株式など値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- ・当ファンドは、元本および収益の確保が保証されている商品ではありません。
- ・委託会社の指図に基づきファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属します。

価格変動リスク

当ファンドが投資対象とする外国ファンドは、わが国の株式など値動きのある証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。

当ファンドが投資対象とする外国ファンドは、わが国の株式市場全体の変動にかかわらず絶対収益を獲得することを目的としており、現物株式に主として投資し市場全体の動向から大きな影響を受けるファンドとは基準価額の動きが異なります。したがって、株式市場が上昇していても基準価額が下落する場合があります。

当ファンドが投資対象とする外国ファンドの損益は、主として買いポートフォリオの損益と売りポートフォリオの損益の合計により決定されますので、買いポートフォリオの銘柄が全体として下落し、売りポートフォリオの銘柄が全体として上昇した場合には、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

当ファンドが投資対象とする外国ファンドにおいて、売りポートフォリオを構築するために行なう借株コストは外国ファンドの負担となりますが、借株コストは需給関係等によって高まる場合があります。

当ファンドが投資対象とする外国ファンドにおいて、売りポートフォリオの組入銘柄に借株の返還請求が生じた場合等には、運用方針に基づいた運用ができない場合があります。

空売りや信用取引にかかる諸規則等に変更があった場合は、運用方針に基づいた運用ができない場合があります。

信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格の下落や、公社債および短期金融資産等の利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。

流動性リスク

当ファンドが投資対象とする外国ファンドの運用成果は、組入有価証券等の流動性の影響を受けます。相対的に流動性の低い証券は、より流動性の高い証券に比べて価格変動率が高くなる傾向があります。流動性の低い証券への投資は、希望する価格や希望するタイミングでの売却あるいは買戻しができない場合があります。日次値幅制限のような規制によって、取引所が一日の価格変動幅を制限している場合があります。その場合、一旦日次値幅制限一杯まで価格が上昇または下落すると、取引を行なえない場合があります。

有価証券（指数）先物取引にかかるリスク

外国ファンドは、株価指数先物を利用する場合があります。先物取引では、対象となる指数等との

相関性が低くなる可能性や流動性に欠ける可能性等があり、意図した成果が得られない場合があります。

マーケット・ニュートラル戦略の仕組みにかかるリスク

外国ファンドはプライム・ブローカーと呼ばれる証券会社に分離した口座（プライム・ブローカレッジ・アカウント）を開設します。プライム・ブローカーは同時に副保管会社の役割を兼務し、外国ファンドに帰属する株式ならびに売りポートフォリオにかかる売却代金は、保管会社を通じて全てプライム・ブローカレッジ・アカウントにて保管されます。保管会社および副保管会社は諸規則および法令等に則って顧客資産と自己資産の分別を徹底しております。従って、保管会社または副保管会社が倒産等の事態に陥った場合には、外国ファンドの属する資産は顧客資産として保全されることとなっておりますが、その資産回収には相当の手続きと時間を要する場合があります。

同アカウントにおいて、外国ファンドはプライム・ブローカーを通じて第三者から株式を借入れます。外国ファンドは、第三者から借入れた株式について返還請求があった場合、当該株式を手当てし返還する義務を負います。

基準価額の算出について

当ファンドの基準価額の算出において、外国ファンドの評価については、時差の関係から原則として前営業日の外国ファンドの1口当たり純資産価額を用います。外国ファンドの純資産価額は、外国ファンドの価額算出日の原則として前営業日における時価および組入銘柄が反映されています。

資金借入れについて

当ファンドの主要投資対象である外国ファンドは、外国ファンドの運用会社が運用上必要と判断した場合または払戻し（解約）資金手当て等のため当該外国ファンドの純資産総額の10%を上限として資金の借入れを行なう場合があります。この場合、借入れ金利は外国ファンドが負担することになり、この結果、外国ファンドの投資証券を主要投資対象としている当ファンドはこの影響を受けることになります。

* 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドの繰上償還

- 1) 当ファンドは、受益権口数が20億口を下回ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。
- 2) 当ファンドが主要投資対象とする「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」および「りそな・短期金融資産マザーファンド」のいずれかが信託を終了する場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

一部解約の中止

- 1) ロンドンまたはダブリン（アイルランド）の銀行休業日にあたる場合には、受益証券の一部解約請求の受付は行ないません。

* 平成16年の受付不可日は「6．管理及び運営（1）資産管理等の概要 申込手続等1）」をご覧ください。

- 2) 証券取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付が中止されることがあります。

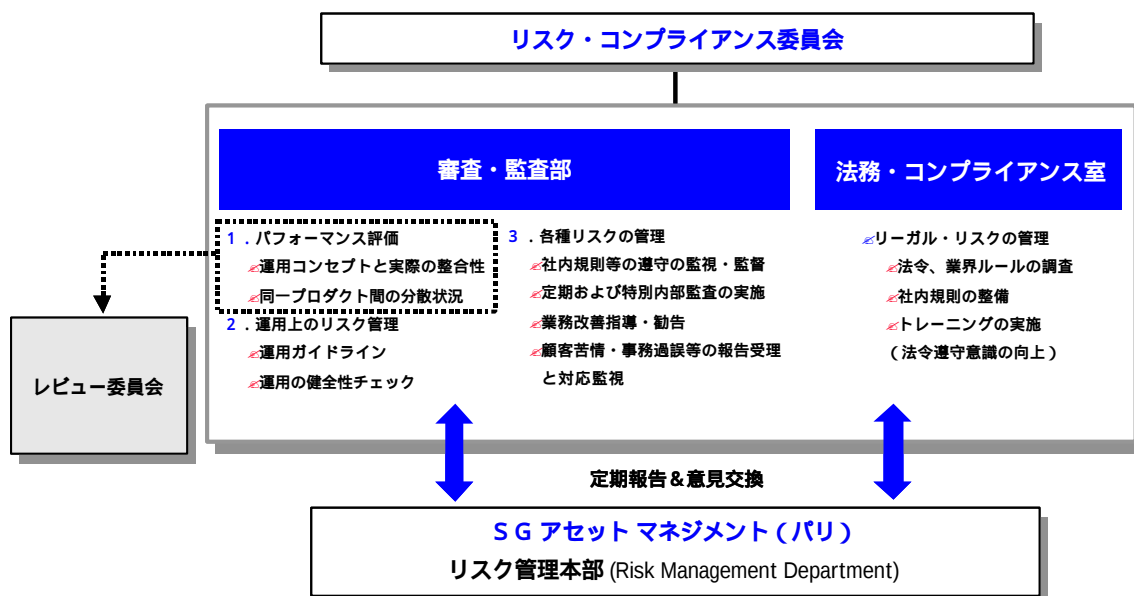
同じ投資信託証券に投資する他のファンドの影響

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ（F0Fs）で運用を行なうため、同じ投資信託証券に投資する他のファンドの大口解約等により、投資信託証券に大量の売買が発生した場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



* 委託会社のリスク管理体制は、平成16年8月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

お申込手数料（1 万口当り）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額です。なお、有価証券届出書提出日現在、その申込手数料率の上限は1.575%（税抜き1.5%）となっております。

- ・申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。
- ・「自動けいぞく投資コース」の収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「フリーダイヤル0120 - 498-104」）でもご照会いただけます。

(2) 換金（解約）手数料

換金手数料はございません。

(3) 信託報酬等

信託報酬等の額

- 1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 の 76.65（税抜き 73）の率を乗じた額とします。（配分は下記の通りです。）

年 10,000 分の委託会社 8.4（税抜き 8.0）販売会社 63（税抜き 60）受託会社 5.25（税抜き 5）

- 2) 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払われます。
- 3) 信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産の中から支払います。

（参考）外国ファンドにおける管理報酬等

当ファンドが投資する外国ファンド「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の管理報酬等を実質的にご負担いただきます。当該管理報酬等の額は、外国ファンドの純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額となります。

運用会社	管理会社
0.85%	0.175%

ただし、管理会社の年間最低報酬は75,000 米ドルです。

この他に、外国ファンドの監査費用等の費用、外国ファンドの組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国ファンドにおいて借株した銘柄にかかる借株料、組入を行っている日本株式の配当金にかかる租税負担等については外国ファンドが負担します。なお、外国ファンドには申込手数料はございません。

(4) その他の手数料等

信託事務等の諸費用

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産の中から支払われます。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払われます。

その他の費用

- 1) ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用等は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用等にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。
- 2) 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は、信託財産から支払われます。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

- 1) 個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありませんが、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

- 2) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*。買取差益は、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年1月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

- 3) 一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行なうことにより3年の繰越控除が認められます。
- 4) 平成16年10月1日以降、特定口座の対象に公募株式投資信託が加わります。

法人の受益者に対する課税

- 1) 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、上記の7%（所得税）の税率は、平成20年4月1日から15%（所得税）となります。

- 2) 買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります(ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。)*

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額(個別元本超過額の7%)を差し引いた金額となります。

■ 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行なう都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金*を控除した額が、その後の個別元本となります。

*「特別分配金」については、下記「■ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

■ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1) 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、2) 収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 16 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
Japanese Equity Market Neutral Mother Fund	ケイマン	4,935,045,000	94.89
りそな・短期金融資産マザーファンド	日本	200,029,995	3.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	65,853,592	1.27
合計（純資産総額）	-	5,200,928,587	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（参考）

Japanese Equity Market Neutral Mother Fund

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	4,400,581,870	87.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	640,546,274	12.71
合計（純資産総額）	-	5,041,128,144	100.00

（注）株式空売り（負債勘定）の時価総額は 4,502,979,740 円です。

りそな・短期金融資産マザーファンド

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	159,998,160	79.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	40,025,804	20.01
合計（純資産総額）	-	200,023,964	100.00

(2) 運用実績

純資産の推移

平成 16 年 5 月 31 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1 万口当りの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末（平成14年10月21日）	14,053	14,053	10,006	10,006
第2期末（平成15年4月21日）	12,351	12,351	9,782	9,782
第3期末（平成15年10月20日）	9,219	9,219	9,705	9,705
第4期末（平成16年4月20日）	5,200	5,200	10,289	10,289
平成15年5月末日	11,901	-	9,819	-
6月末日	11,258	-	9,803	-
7月末日	10,790	-	9,738	-
8月末日	10,416	-	9,742	-
9月末日	9,647	-	9,771	-
10月末日	9,027	-	9,685	-
11月末日	8,313	-	9,809	-
12月末日	7,791	-	9,949	-
平成16年1月末日	7,134	-	9,911	-
2月末日	6,927	-	10,044	-
3月末日	6,312	-	10,079	-
4月末日	5,943	-	10,156	-
5月末日（直近日）	5,200	-	10,284	-

分配の推移

計算期間	1 万口当り分配金 (円)
第1期計算期間 (H14.4.12 ~ H14.10.21)	0
第2期計算期間 (H14.10.22 ~ H15.4.21)	0
第3期計算期間 (H15.4.22 ~ H15.10.20)	0
第4期計算期間 (H15.10.21 ~ H16.4.20)	0

収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第1期計算期間 (H14.4.12 ~ H14.10.21)	0.1
第2期計算期間 (H14.10.22 ~ H15.4.21)	▲2.2
第3期計算期間 (H15.4.22 ~ H15.10.20)	▲0.8
第4期計算期間 (H15.10.21 ~ H16.4.20)	4.0

(注) 収益率の算出方法：

計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数値です。

(3) 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (H14.4.12 ~ H14.10.21)	14,944,501,735	899,031,684
第2期計算期間 (H14.10.22 ~ H15.4.21)	2,854,607,640	4,273,189,996
第3期計算期間 (H15.4.22 ~ H15.10.20)	110,784,995	3,237,499,355
第4期計算期間 (H15.10.21 ~ H16.4.20)	480,594,051	4,025,199,138

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1) 基準価額の計算方法

受益証券 1 口当りの純資産額を基準価額といいます (ただし便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。)

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

2) 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社 * または販売会社にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊 (当ファンドは「N トロン」と表示されます。) に掲載されます。

* ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-498-104、ホームページアドレス <http://www.sgam.co.jp/>

3) 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金 * は、原則として、受益者毎の信

託時の受益証券の価額等 に応じて計算されるものとします。

*「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

申込（販売）手続等

- 1) 継続募集期間中の各営業日に、受益証券の募集が行なわれます。

ただし、取得申込日がロンドンまたはダブリン（アイルランド）の銀行休業日にあたる場合には、取得申込みの受付は行ないません。

*平成16年の受付不可日は以下の通りとなっております。ただし、有価証券届出書提出日現在把握しているものであり、今後変更になる場合がございます。

	ロンドン	ダブリン
平成16年1月1日(木)	ニュー・イヤーズ・デー	ニュー・イヤーズ・デー
3月17日(水)		聖パトリックの日
4月9日(金)	復活祭（聖金曜日）	復活祭（聖金曜日）
4月12日(月)	復活祭（月曜日）	復活祭（月曜日）
5月3日(月)	メーデー	メーデー
5月31日(月)	一般公休日	
6月7日(月)		一般公休日
8月2日(月)		一般公休日
8月30日(月)	一般公休日	
10月25日(月)		一般公休日
12月27日(月)	クリスマス	クリスマス
12月28日(火)	ボクシング・デー	聖ステイブンスの日
12月29日(水)		一般公休日

- 2) 受益証券の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 3) 原則として各営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得申込みが行なわれ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。
- 4) 受益証券の取得申込単位は、自動けいぞく投資コースの場合は1万円以上1円単位（ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位）とし、一般コースの場合は1万口以上1万口単位とします。
- 5) 受益証券の取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- 6) 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの

受付を取り消すことができます。

換金（解約）手続等

換金に関する手続き、またはご換金価額等についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- 1) 受益者は、一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）により、ご換金することができます。
- 2) ただし、解約請求日がロンドンまたはダブリン（アイルランド）の銀行休業日*にあたる場合には、解約請求の受付は行ないません。

*平成16年の休業日は「申込手続等 1)」をご覧ください。

- 3) 原則として各営業日の午後3時（年末年始などが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約請求が行なわれ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

4) 換金単位

自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

- 5) 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- 6) 換金価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 7) 解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当りの手取り額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本*を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。詳しくは「4．手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳細は「4．手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

- 8) 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- 9) 証券取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止する場合があります。
- 10) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、受益証券のご換金価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が前記2）に規定する解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして前記6)の規定に準じて計算された価額とします。
- 11) 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

保管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管（保護預り）することができます。保護預りの場合、受益証券は他の受益者の受益証券と混蔵して保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において保管することになりますので、大切に保管してく

ださい。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合には、受益証券はすべて保護預りとなります。

信託期間

- 1) 当ファンドの信託期間は、信託契約締結日から平成 23 年 10 月 20 日までとします。
- 2) 委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

計算期間

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年 4 月 21 日から 10 月 20 日まで、10 月 21 日から翌年 4 月 20 日までとします。
- 2) 前記 1) に係らず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

その他

1) ファンドの繰上償還（信託の終了）

1. 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、この信託契約を解約しファンドを終了させることができます。

- ・一部解約により受益権口数が 20 億口を下回ることとなった場合
- ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、このファンドが主要投資対象とする「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」および「りそな・短期金融資産マザーファンド」のいずれかがその信託を終了させることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 前記 1. および 2. の場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
4. 前記 3. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（1 ヶ月以上とします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
5. 前記 4. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約は行いません。
6. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
7. 前記 4. ～6. は、前記 2. に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 4. の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

8. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約しファンドを終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを終了させます。ただし、監督官庁が、このファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、下記「2)信託約款の変更 4 .」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
10. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを終了させます。

2) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合、委託会社は、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、変更事項のうちその内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間(1 ヶ月以上とします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更は行わないこととします。
5. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととなったときには、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. ~5. の手続きに従います。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、当該ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1) ファンドの繰上げ償還」または「2) 信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

4) 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「2) 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託

会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6)運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎に有価証券報告書を作成します。また、計算期間の終了毎に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

7)ファンド資産の保管

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

8)有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

9)再投資の指図

委託会社は、前項8)の規定による有価証券の売却代金、有価証券の償還金等、投資信託受益証券および外国投資法人の投資証券の分配金、有価証券等の利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

10)受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、有価証券等の利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 前記1.および2.の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

11)受益証券の発行および種類

1. 委託会社は、分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。
2. 委託会社が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券および1億口券の5種類とします。
3. 保護預り契約および別に定める契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、前記2.に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

12)受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。その認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

13) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

1. 委託会社は、当初設定における受益権については 830,762,838 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

14) 受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続、記名式受益証券譲渡の対抗要件

1. 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
2. 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
3. 名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。
4. 記名式の受益証券の譲渡は、前記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

15) 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

16) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

17) 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

18) 信託事務処理の再信託（約款第 2 条）

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

19) 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より 1 年間を有効期間とし、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

(2) 受益者の権利等

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金に

については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- 3) 前記 2) の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。ただし、信託の一部解約が行なわれた場合に、その受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記 2) の規定に準じて受益者に支払います。
- 4) 前記 3) の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「定期引出コース」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

換金に関する請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「6．管理及び運営 (1) 資産管理等の概要 換金手続等」をご参照ください。

記名式受益証券の場合の権利行使

- 1) 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺するものとします。
- 2) 委託会社は、前記 1) により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第2 ファンドの経理状況

当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期計算期間(平成15年4月22日から平成15年10月20日まで)及び第4期計算期間(平成15年10月21日から平成16年4月20日まで)の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成15年10月31日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

代表社員
関与社員

公認会計士

長井 香雄 (印)

代表社員
関与社員

公認会計士

水守 理智 (印)

関与社員

公認会計士

上林 敏子 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本米マーケット・ニュートラル（以下「ファンド」という。）の平成15年4月22日から平成15年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドの平成15年10月20日現在の信託財産の状況及び科目をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成16年6月22日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 長井 長雄 
関与社員

代表社員 公認会計士 水守 理智 
関与社員

関与社員 公認会計士 上林 敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株マーケット・ニュートラル（以下「ファンド」という。）の平成15年10月21日から平成16年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドの平成16年4月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

日本株マーケット・ニュートラル

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第 3 期 (平成15年10月20日現在)	第 4 期 (平成16年4月20日現在)
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流動資産			
金銭信託		-	-
コール・ローン		148,599,066	125,460,040
投資証券		8,853,720,000	5,771,445,000
親投資信託受益証券		400,000,000	250,029,999
未収利息		4	3
資 産 合 計		9,402,319,070	6,146,935,042
負 債 の 部			
流動負債			
未払解約金		140,308,380	106,123,022
未払受託者報酬		2,872,714	1,978,361
未払委託者報酬		39,068,835	26,905,670
その他未払費用		287,205	197,775
流動負債合計		182,537,134	135,204,828
負 債 合 計		182,537,134	135,204,828
純 資 産 の 部			
元本			
元本		9,500,173,335	5,955,568,248
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		280,391,399	56,161,966
純 資 産 合 計		9,219,781,936	6,011,730,214
負 債 ・ 純 資 産 合 計		9,402,319,070	6,146,935,042

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位 : 円)

科 目	期 別	第 3 期	第 4 期
		自 平成 15 年 4 月 22 日 至 平成 15 年 10 月 20 日	自 平成 15 年 10 月 21 日 至 平成 16 年 4 月 20 日
		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		758	1,056
有価証券売買等損益		29,475,000	337,304,999
営業収益合計		29,474,242	337,306,055
営業費用			
受託者報酬		2,872,714	1,978,361
委託者報酬		39,068,835	26,905,670
その他費用		287,205	197,775
営業費用合計		42,228,754	29,081,806
営業利益又は営業損失()		71,702,996	308,224,249
経常利益又は経常損失()		71,702,996	308,224,249
当期純利益又は当期純損失()		71,702,996	308,224,249
一部解約に伴う当期純利益分配額		1,218,426	84,840,800
期首欠損金		275,852,682	280,391,399
欠損金減少額		70,688,566	116,590,616
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(70,688,566)	(116,590,616)
欠損金増加額		2,305,861	3,420,700
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(2,305,861)	(3,420,700)
分配金		-	-
期末剰余金又は欠損金()		280,391,399	56,161,966

重要な会計方針

期別 項目	第 3 期 自 平成 15 年 4 月 22 日 至 平成 15 年 10 月 20 日	第 4 期 自 平成 15 年 10 月 21 日 至 平成 16 年 4 月 20 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券、投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券は一口当り純資産額、投資信託受益証券は基準価額に基づいて評価しております。	同 左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	同 左
3. その他	(1)当ファンドの計算期間は前期末が休日のため平成 15 年 4 月 22 日から平成 15 年 10 月 20 日までとなっております。	—

表示方法の変更

第 3 期 自 平成 15 年 4 月 22 日 至 平成 15 年 10 月 20 日	第 4 期 自 平成 15 年 10 月 21 日 至 平成 16 年 4 月 20 日
従来の「当期利益又は当期損失」及び「一部解約に伴う当期利益分配額又は一部解約に伴う当期損失分配額」は、投資信託財産計算規則の改正により、当計算期間から「当期純利益又は当期純損失」及び「一部解約に伴う当期純利益分配額又は一部解約に伴う当期純損失分配額」としております。 また、従来の「期末剰余金又は期末欠損金」については、投資信託財産計算規則の改正により、「当期利益又は当期損失」の付記を当計算期間より行っておりません。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

第3期 (平成15年10月20日現在)	第4期 (平成16年4月20日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 12,626,887,695 円 期中追加設定元本額 110,784,995 円 期中一部解約元本額 3,237,499,355 円 2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額 元本の欠損 280,391,399 円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 9,500,173,335 円 期中追加設定元本額 480,594,051 円 期中一部解約元本額 4,025,199,138 円 —

(損益及び剰余金計算書関係)

第3期 自 平成15年4月22日 至 平成15年10月20日	第4期 自 平成15年10月21日 至 平成16年4月20日
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 2,872,714 円 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象金額 29,677,866 円(一万口当たり 31.24 円)のうち、当期に分配した金額はありません。	1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 1,978,361 円 2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象金額 80,331,579 円(一万口当たり 134.89 円)のうち、当期に分配した金額はありません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

第3期 (自 平成15年4月22日 至 平成15年10月20日)

(単位: 円)

種類	貸借対照表計上額	当期計算期間の損益 に含まれた評価差額
投資証券	8,853,720,000	38,270,000
親投資信託受益証券	400,000,000	0
合計	9,253,720,000	38,270,000

第4期 (自 平成15年10月21日 至 平成16年4月20日)

(単位: 円)

種類	貸借対照表計上額	当期計算期間の損益 に含まれた評価差額
投資証券	5,771,445,000	237,628,800
親投資信託受益証券	250,029,999	25,000
合計	6,021,474,999	237,653,800

(デリバティブ取引関係)

第3期 (自 平成15年4月22日 至 平成15年10月20日)

該当事項はありません。

第4期 (自 平成15年10月21日 至 平成16年4月20日)

該当事項はありません。

(一口当たり情報)

種類	第3期 (平成15年10月20日現在)	第4期 (平成16年4月20日現在)
一口当たり純資産額	0.9705円	1.0094円

(重要な後発事象)

第3期 (自 平成15年4月22日 至 平成15年10月20日)

該当事項はありません。

第4期 (自 平成15年10月21日 至 平成16年4月20日)

該当事項はありません。

(3)附属明細表

有価証券明細表

1) 株式

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券

投資証券組入明細表

(平成16年4月20日現在)

(単位:円)

投資信託受益証券	組入口数 (単位:口)	評価額
		金額
ジャパニーズ エクイティ マーケット ニュートラル マザーファンド	555,000	5,771,445,000
合計	555,000	5,771,445,000

親投資信託受益証券組入明細表

(平成16年4月20日現在)

(単位:円)

親投資信託受益証券	組入口数 (単位:口)	評価額
		金額
りそな・短期金融資産マザーファンド	250,004,999	250,029,999
合計	250,004,999	250,029,999

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考1)

日本株マーケット・ニュートラルは、トライアングル・アセットマネジメント・リミテッド社の設定、運用する投資証券「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」を主要投資対象としており、当ファンドの貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の投資証券であります。

同投資証券の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

「ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド」の状況

(イ) 貸借対照表

	(平成15年10月17日現在)	(平成16年4月16日現在)
科 目	金 額 (円)	金 額 (円)
資 産		
株式簿価金額	6,147,546,441	3,792,159,578
株式評価損益	71,112,859	92,465,430
現金	8,986,849,191	5,899,968,469
未収利息	120,377	249
未収配当金	810,601	7,100,548
資 産 合 計	15,206,439,469	9,791,693,776
負 債		
未払金	99,480,000	155,790,000
株式空売証券	6,198,234,307	3,843,226,708
未払投資顧問報酬	37,512,299	13,229,024
未払監査費用	1,021,014	1,683,869
未払管理事務代行報酬	3,899,815	512,660
未払設立費用	176,818	-
未払保管報酬	12,287,932	5,106,782
その他未払費用	318,957	740,472
負 債 合 計	6,352,931,142	4,020,289,515
元 本	8,900,000,000	5,550,000,000
信託財産純資産総額	8,853,508,327	5,771,404,261

重要な会計方針

対象年月日 項目	第3期	第4期
	自 平成 15 年 4 月 18 日 至 平成 15 年 10 月 17 日	自 平成 15 年 10 月 20 日 至 平成 16 年 4 月 16 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は先入先出法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	同 左
2. 派生商品の評価基準及び評価方法	派生商品は、原則として個別法に基づき時価で評価しております。	同 左
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90% を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (3) その他 貸借対照表は資産の管理会社であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・アンドバンキング（ヨーロッパ）・ピーエルシーが作成する財務諸表に基づいて作成しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同 左 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 同 左 (3) その他 同 左

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成15年10月17日現在)	(平成16年4月16日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンド		
の期首における当該投資証券の元本額	21,490,000,000 円	8,900,000,000 円
同期中における追加発行元本額	- 円	700,000,000 円
同期中における払戻し元本額	12,590,000,000 円	4,050,000,000 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名 日本株マーケット・ニュートラル	890,000 口	555,000 口
計	890,000 口	555,000 口

(一口当たり情報)

	前期 (平成15年10月17日現在)	当期 (平成16年4月16日現在)
一口当たり純資産額	9,948 円	10,399 円

(口) 附属明細表

(1) 有価証券明細表

株式

種類	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株券	間組	10,600	311	3,296,600	
	大林組	1,000	526	526,000	
	長谷工コーポレーション	8,000	355	2,840,000	
	安藤建設	12,000	246	2,952,000	
	西松建設	201,000	417	83,817,000	
	前田建設工業	6,000	470	2,820,000	
	戸田建設	188,000	400	75,200,000	
	三井ホーム	4,000	591	2,364,000	
	N I P P Oコーポレーション	3,000	605	1,815,000	
	エス・バイ・エル	10,000	271	2,710,000	
	大和ハウス工業	35,000	1,230	43,050,000	
	関電工	4,000	575	2,300,000	
	きんでん	122,000	670	81,740,000	
	大気社	1,000	1,470	1,470,000	
	山崎製パン	77,000	1,126	86,702,000	
	森永乳業	9,000	395	3,555,000	
	米久	3,500	1,004	3,514,000	
	総合警備保障	2,300	1,476	3,394,800	
	麒麟ビール	83,000	1,108	91,964,000	
	オエノンホールディングス	11,000	295	3,245,000	
	メルシャン	13,000	274	3,562,000	
	三国コカ・コーラボトリング	3,000	1,015	3,045,000	
	コカ・コーラウエストジャパン	20,000	2,450	49,000,000	
	ゲオ	9	422,000	3,798,000	
	ニチメン日商	5,900	692	4,082,800	
	キュービー	88,900	953	84,721,700	
	ヨコレイ	6,000	721	4,326,000	
	日本たばこ産業	90	793,000	71,370,000	
	わらべや日洋	2,200	1,518	3,339,600	
	昭栄	1,600	1,639	2,622,400	
	ユニチカ	18,000	154	2,772,000	
	富士紡績	19,000	151	2,869,000	
	シキボウ	18,000	159	2,862,000	
	日東紡績	18,000	196	3,528,000	
	旭化成	61,000	609	37,149,000	
	大王製紙	3,000	966	2,898,000	
	トーモク	10,000	285	2,850,000	
	三菱化学	263,000	313	82,319,000	
	電気化学工業	237,000	371	87,927,000	
	エア・ウォーター	7,000	685	4,795,000	
	日本バーカライジング	6,000	712	4,272,000	
	日本触媒	33,000	802	26,466,000	
	三菱ガス化学	174,000	380	66,120,000	
	日本合成化学工業	16,000	304	4,864,000	
	ダイセル化学工業	66,000	470	31,020,000	
	積水化学工業	111,000	739	82,029,000	
	積水樹脂	6,000	564	3,384,000	
	群栄化学工業	11,000	319	3,509,000	
	日本化薬	49,000	597	29,253,000	
	旭電化工業	5,000	912	4,560,000	
	田辺製薬	7,000	1,042	7,294,000	
	中外製薬	47,500	1,625	77,187,500	
	科研製薬	13,000	610	7,930,000	
	ロート製薬	7,000	967	6,769,000	
	久光製薬	4,000	1,870	7,480,000	
	大正製薬	28,000	2,240	62,720,000	
	参天製薬	4,200	1,715	7,203,000	
	テルモ	31,500	2,295	72,292,500	
	富士レピオ	5,500	1,363	7,496,500	
	大日本インキ化学工業	17,000	272	4,624,000	
	サカタインクス	8,000	490	3,920,000	
	住商オートリース	900	4,070	3,663,000	
	C A C	5,800	894	5,185,200	

種類	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株券	伊藤忠テクノサイエンス	10,800	4,190	45,252,000	
	富士写真フイルム	20,000	3,490	69,800,000	
	マンダム	1,800	2,360	4,248,000	
	東燃ゼネラル石油	5,000	939	4,695,000	
	新日鉱ホールディングス	111,500	510	56,865,000	
	日本板硝子	130,000	398	51,740,000	
	太平洋セメント	29,000	290	8,410,000	
	ノリタケカンパニーリミテド	103,000	467	48,101,000	
	品川白煉瓦	13,000	290	3,770,000	
	黒崎播磨	18,000	211	3,798,000	
	日新製鋼	18,000	233	4,194,000	
	中山製鋼所	13,000	370	4,810,000	
	東京製鐵	3,000	1,492	4,476,000	
	日本冶金工業	12,500	383	4,787,500	
	三菱マテリアル	273,000	237	64,701,000	
	住友軽金属工業	15,000	216	3,240,000	
	リョービ	7,000	488	3,416,000	
	文化シヤッター	6,000	524	3,144,000	
	ノーリツ	1,800	1,819	3,274,200	
	タクマ	47,000	828	38,916,000	
	牧野フライス製作所	3,000	716	2,148,000	
	住友重機械工業	11,000	317	3,487,000	
	共立	7,000	273	1,911,000	
	小森コーポレーション	10,000	1,881	18,810,000	
	酒井重工業	6,000	310	1,860,000	
	加藤製作所	7,000	269	1,883,000	
	油研工業	11,000	278	3,058,000	
	サミー	800	4,660	3,728,000	
	アマノ	41,000	905	37,105,000	
	サンデン	97,000	666	64,602,000	
	グローリー工業	1,600	1,762	2,819,200	
	日本ビストンリング	13,000	221	2,873,000	
	リケン	8,000	400	3,200,000	
	帝国ビストンリング	5,000	644	3,220,000	
	日本精工	120,000	548	65,760,000	
	N T N	30,000	502	15,060,000	
	日立製作所	5,000	787	3,935,000	
	東芝	127,000	514	65,278,000	
	富士電機ホールディングス	296,000	283	83,768,000	
	オリジン電気	9,000	580	5,220,000	
	日立工機	7,000	633	4,431,000	
	マキタ	60,000	1,502	90,120,000	
	東芝テック	12,000	491	5,892,000	
	マブチモーター	2,200	7,880	17,336,000	
	高岳製作所	27,000	172	4,644,000	
	日新電機	11,000	429	4,719,000	
	オムロン	9,000	2,790	25,110,000	
	富士通	80,000	637	50,960,000	
	ナナオ	2,000	3,630	7,260,000	
	日本信号	6,000	687	4,122,000	
	京三製作所	9,000	409	3,681,000	
	日本無線	12,000	465	5,580,000	
	富士通ゼネラル	21,000	483	10,143,000	
	日立国際電気	6,000	886	5,316,000	
	三洋電機	19,000	509	9,671,000	
	ケンウッド	31,000	317	9,827,000	
	日本電波工業	2,500	2,240	5,600,000	
	S M K	11,000	503	5,533,000	
	ユニデン	3,000	1,967	5,901,000	
	アルパイン	7,000	1,469	10,283,000	
	アイコム	3,100	2,035	6,308,500	
	山武	4,800	1,208	5,798,400	
	日本光電	4,000	1,158	4,632,000	
	デンソー	38,500	2,325	89,512,500	
	日本シイエムケイ	3,000	1,666	4,998,000	
	京セラ	8,300	8,970	74,451,000	
	ユーシン	7,000	713	4,991,000	
	東海理化電機製作所	7,000	1,206	8,442,000	

種類	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株券	K O A	5,700	1,064	6,064,800	
	いすゞ自動車	37,000	286	10,582,000	
	日産車体	13,000	719	9,347,000	
	関東自動車工業	6,700	1,163	7,792,100	
	日信工業	3,000	2,890	8,670,000	
	プレス工業	30,000	292	8,760,000	
	ケーヒン	6,800	1,149	7,813,200	
	愛知機械工業	23,000	416	9,568,000	
	ショーワ	7,400	1,119	8,280,600	
	小糸製作所	5,000	814	4,070,000	
	ヨロズ	8,200	1,086	8,905,200	
	佐島電機	2,500	1,958	4,895,000	
	アドヴァン	3,400	1,155	3,927,000	
	コナカ	3,700	1,738	6,430,600	
	コーナン商事	2,300	2,280	5,244,000	
	ソキア	13,000	347	4,511,000	
	キャノン電子	3,000	2,145	6,435,000	
	キャノン	15,000	5,370	80,550,000	
	シチズン時計	87,000	1,078	93,786,000	
	リズム時計工業	17,000	242	4,114,000	
	フラベッドH	9,000	606	5,454,000	
	凸版印刷	60,000	1,318	79,080,000	
	前澤化成工業	1,900	1,828	3,473,200	
	ヤマハ	2,500	2,010	5,025,000	
	クリナップ	3,000	1,369	4,107,000	
	タカラ	7,000	680	4,760,000	
	信越ポリマー	6,000	654	3,924,000	
	コクヨ	13,700	1,310	17,947,000	
	三陽商会	3,000	765	2,295,000	
	ファミリーマート	20,800	3,350	69,680,000	
	セイコー	7,000	662	4,634,000	
	日本ユニシス	5,600	983	5,504,800	
	内田洋行	8,000	456	3,648,000	
	サンテレホン	6,000	683	4,098,000	
	川鉄商事	17,000	273	4,641,000	
	東京スタイル	29,000	1,177	34,133,000	
	伊藤忠エネクス	7,100	582	4,132,200	
	三信電気	5,000	859	4,295,000	
	上新電機	13,000	441	5,733,000	
	ベスト電器	10,000	507	5,070,000	
	チヨダ	3,000	1,844	5,532,000	
	カスミ	7,000	698	4,886,000	
	青山商事	30,700	2,595	79,666,500	
	高島屋	16,000	1,336	21,376,000	
	ダイエー	11,000	532	5,852,000	
	イトーヨーカ堂	14,000	4,800	67,200,000	
	イズミヤ	7,000	810	5,670,000	
	ユニー	27,000	1,357	36,639,000	
	イズミ	2,400	2,355	5,652,000	
	リコーリース	2,200	2,895	6,369,000	
	プロミス	9,600	7,370	70,752,000	
	オリエントコーポレーション	19,000	355	6,745,000	
	住商リース	1,500	3,940	5,910,000	
	ダイヤモンドリース	1,300	4,490	5,837,000	
	大和証券グループ本社	77,000	853	65,681,000	
	野村ホールディングス	7,000	1,826	12,782,000	
	東洋証券	14,000	450	6,300,000	
	東海東京証券	17,000	365	6,205,000	
	S M B C フレンド証券	10,000	629	6,290,000	
	損害保険ジャパン	4,000	1,042	4,168,000	
	日新火災海上保険	13,000	384	4,992,000	
	あいおい損害保険	9,000	511	4,599,000	
	富士火災海上保険	16,000	289	4,624,000	
	明和地所	1,900	1,321	2,509,900	
	日本綜合地所	1,700	1,587	2,697,900	
	日神不動産	2,200	1,332	2,930,400	
	東日本旅客鉄道	10	563,000	5,630,000	
	西日本旅客鉄道	236	418,000	98,648,000	

種類	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株券	阪神電気鉄道	15,000	379	5,685,000	
	山九	33,000	222	7,326,000	
	日本梱包運輸倉庫	6,000	979	5,874,000	
	西濃運輸	87,000	1,070	93,090,000	
	住友倉庫	4,000	461	1,844,000	
	上組	71,000	806	57,226,000	
	N E C モバイリング	1,300	3,960	5,148,000	
	J S A T	14	375,000	5,250,000	
	東北電力	5,400	1,790	9,666,000	
	九州電力	53,300	1,908	101,696,400	
	東京ガス	25,000	402	10,050,000	
	大阪ガス	32,000	306	9,792,000	
	東映	11,000	432	4,752,000	
	共立メンテナンス	1,600	2,430	3,888,000	
	タイトー	22	155,000	3,410,000	
	D T S	1,900	2,490	4,731,000	
	日立ソフトウェア	19,100	2,865	54,721,500	
	エスアールエル	2,900	1,136	3,294,400	
	アサツー ディケイ	23,500	3,130	73,555,000	
	富士ソフト A B C	10,400	4,290	44,616,000	
	ソラン	8,000	700	5,600,000	
	コナミ	1,600	2,860	4,576,000	
	ベネッセコーポレーション	20,200	3,110	62,822,000	
	オートバックスセブン	24,100	2,940	70,854,000	
	日本ビジネスコンピューター	6,000	717	4,302,000	
	ミニストップ	2,600	1,871	4,864,600	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(2) 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考2)

日本株マーケット・ニュートラルは、「りそな・短期金融資産マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、当ファンドの貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同投資信託の受益証券です。

同投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「りそな・短期金融資産マザーファンド」の状況

(イ) 貸借対照表

	(平成15年10月20日現在)	(平成16年4月20日現在)
科 目	金 額 (円)	金 額 (円)
資 産		
コール・ローン	160,019,335	50,023,605
国債証券	239,990,344	199,998,598
未収利息	4	1
資 産 合 計	400,009,683	250,022,204
負 債		
負 債 合 計	-	-
元 本	400,000,000	250,004,999
剰余金	9,683	17,205
貸借対照表純資産合計	400,009,683	250,022,204
負債・貸借対照表純資産合計	400,009,683	250,022,204
信託財産純資産総額	400,009,683	250,022,204

重要な会計方針

対象年月日 項目	自 平成 15 年 4 月 22 日 至 平成 15 年 10 月 20 日	自 平成 15 年 10 月 21 日 至 平成 16 年 4 月 20 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券等 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券等 当該有価証券等については、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券等 適正な評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価として認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (4) 残存期間 1 年以内の公社債等 買付けにかかる約定日から 1 年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む）で、価額変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託業者が判断した場合は、当該方法により評価しております。ただし、時価と評価額に乖離が生じ、投資信託委託業者が適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価による評価換えを行うものとします。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券等 同 左 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券等 同 左 (3) 時価が入手できなかった有価証券等 同 左 (4) 残存期間 1 年以内の公社債等 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同 左

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成15年10月20日現在)	(平成16年4月20日現在)
1. 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	990,000,000 円	400,000,000 円
同期中における追加設定元本額	- 円	- 円
同期中における一部解約元本額	590,000,000 円	149,995,001 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名 日本株マーケット・ニュートラル	400,000,000 口	250,004,999 口
計	400,000,000 口	250,004,999 口

(一口当たり情報)

	前期 (平成15年10月20日現在)	当期 (平成16年4月20日現在)
一口当たり純資産額	10,000円	10,001円

(1) 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(平成16年4月20日現在)

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)
国債証券	第269回 政府短期証券	200,000,000	199,998,598
合計		200,000,000	199,998,598

(2) 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成 16 年 5 月 31 日現在

資産総額	5,302,395,049 円
負債総額	101,466,462 円
純資産総額 (-)	5,200,928,587 円
発行済数量	5,057,403,305 口
1 万口当り純資産額 (/)	10,284 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成 16 年 5 月 31 日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイ マン	投資証券	Japanese Equity Market Neutral Mother Fund	465,000	10,399	4,835,535,000	10,613	4,935,045,000	94.89
2	日本	親投資信託 受益証券	りそな・短期金融資産マ ザーファンド	200,009,995	10,001	200,029,996	10,001	200,029,995	3.85

* 全 2 銘柄

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

* 投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

* りそな・短期金融資産マザーファンドの単価は、1 万口当りの価額です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はございません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(参考) Japanese Equity Market Neutral Mother Fund の現況

(1) 純資産額計算書

平成 16 年 5 月末日現在

資産総額	9,076,911,979円
負債総額	4,035,783,835円
純資産総額 (-)	5,041,128,144円
発行済数量	475,000口
1 万口当り純資産額 (/)	10,613円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成 16 年 5 月末日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	シチズン時計	精密機器	83,000	991.32	82,279,652	1,148	95,284,000	1.89
2	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	224	421,539.05	94,424,747	420,000	94,080,000	1.87
3	日本	株式	帝人	繊維製品	252,000	342.48	86,304,658	354	89,208,000	1.77
4	日本	株式	マキタ	機械	56,000	905.92	50,731,355	1,543	86,408,000	1.71
5	日本	株式	電気化学工業	化学	237,000	383.46	90,879,925	351	83,187,000	1.65
6	日本	株式	九州電力	電気・ガス業	42,500	1,870.31	79,487,963	1,930	82,025,000	1.63
7	日本	株式	富士電機	電気機器	305,000	209.47	63,887,314	267	81,435,000	1.62
8	日本	株式	テルモ	精密機器	31,500	2,206.40	69,501,692	2,585	81,427,500	1.62
9	日本	株式	キュービー	食料品	88,900	913.44	81,204,665	894	79,476,600	1.58
10	日本	株式	ローソン	小売業	20,000	3,866.04	77,320,769	3,970	79,400,000	1.58
11	日本	株式	西松建設	建設業	211,000	364.76	76,964,205	373	78,703,000	1.56
12	日本	株式	積水化学工業	化学	99,000	664.68	65,802,929	794	78,606,000	1.56
13	日本	株式	ソニー	電気機器	19,400	4,025.63	78,097,183	4,040	78,376,000	1.55
14	日本	株式	キヤノン	電気機器	14,000	5,035.03	70,490,420	5,540	77,560,000	1.54
15	日本	株式	山崎製パン	食料品	77,000	775.46	59,710,391	1,006	77,462,000	1.54
16	日本	株式	戸田建設	建設業	188,000	284.04	53,399,169	406	76,328,000	1.51
17	日本	株式	青山商事	小売業	30,200	1,720.54	51,960,296	2,515	75,953,000	1.51
18	日本	株式	中外製薬	医薬品	45,000	1,590.51	71,572,932	1,674	75,330,000	1.49
19	日本	株式	きんでん	建設業	122,000	443.66	54,127,069	613	74,786,000	1.48
20	日本	株式	京セラ	電気機器	8,300	6,454.59	53,573,101	8,990	74,617,000	1.48
21	日本	株式	住友商事	卸売業	90,000	795.11	71,560,044	827	74,430,000	1.48
22	日本	株式	オートバックスセブン	卸売業	24,100	2,556.45	61,610,464	3,060	73,746,000	1.46
23	日本	株式	大日本印刷	その他製品	43,000	1,612.25	69,326,922	1,636	70,348,000	1.40
24	日本	株式	ヤマハ	その他製品	41,900	1,813.61	75,990,275	1,671	70,014,900	1.39
25	日本	株式	日立製作所	電気機器	94,000	723.01	67,963,015	743	69,842,000	1.39
26	日本	株式	プロミス	その他金融業	9,600	6,126.12	58,810,752	7,060	67,776,000	1.34
27	日本	株式	ベネッセコーポレーション	サービス業	20,200	2,686.65	54,270,329	3,330	67,266,000	1.33
28	日本	株式	アサツー ディ・ケイ	サービス業	23,500	2,808.06	65,989,313	2,855	67,092,500	1.33
29	日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	160,000	257.72	41,235,070	419	67,040,000	1.33
30	日本	株式	デンソー	輸送用機器	29,300	2,142.14	62,764,702	2,265	66,364,500	1.32

* 上位 30 銘柄

* 投資比率は、外国ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 16 年 5 月末日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	14.34
		医薬品	7.10
		化学	6.70
		機械	6.54
		小売業	6.20
		建設業	5.03
		その他製品	4.89
		食料品	4.62
		輸送用機器	4.36
		精密機器	3.73
		陸運業	3.51
		繊維製品	3.29
		サービス業	3.01
		通信業	2.71
		電気・ガス業	2.17
		その他金融業	1.82
		証券業	1.48
		ガラス・土石製品	1.24
		非鉄金属	1.24
		石油・石炭製品	1.21
		倉庫・運輸関連業	0.89
		保険業	0.38
		鉄鋼	0.33
		不動産業	0.28
		金属製品	0.13
		パルプ・紙	0.10
合計			87.29

* 投資比率は、外国ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はございません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(参考)りそな・短期金融資産マザーファンドの現況

(1)純資産額計算書

平成 16 年 5 月 31 日現在

資産総額	200,023,964円
負債総額	-
純資産総額 (-)	200,023,964円
発行済数量	200,009,995口
1 万口当り純資産額 (/)	10,001円

(2)投資有価証券の主要銘柄

平成 16 年 5 月 31 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	額面 (円)	帳簿価額		時価評価額		利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	日本	国債証券	第277回政府短期証券	160,000,000	99.99	159,998,160	99.99	159,998,160	-	2004/7/20	79.99

* 全 1 銘柄

* 投資比率はファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

種類別投資比率

平成 16 年 5 月 31 日現在

地域	種類	投資比率 (%)
日本	国債証券	79.99
合計		79.99

* 投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率です。

(3)投資不動産物件

該当事項はございません。

(4)その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地、ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙裏に、当ファンドにおける留意事項（価額変動リスク、権利行使・契約解除期間の制限、元本欠損の可能性）等を記載することがあります。
- (3) 目論見書の冒頭部分に届出書本文「第一部 証券情報」ならびに「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として記載することがあります。
- (4) 目論見書に用語集、信託約款等を添付することがあります。
- (5) 要約目論見書を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第2号に基づく同条同項第1号口に規定する書類として、使用することがあります。

当要約目論見書は、パンフレット、チラシ、ポスター、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）として使用されるほか、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。

当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマークを付加して使用することがあります。

ファンドの運用実績、運用状況に関する以下の情報等について、数値、グラフ、表、文章で表示することがあります（データは日次、週次、月次等で表示し、適時更新します。）。

- ・基準価額、分配金、利回り、純資産の推移等

- ・業種・セクター別、市場別、国別、格付別、残存年限別、銘柄ごとの組入比率および組入額等
上記に関連して、ファンドのベンチマークに関する情報を併せて記載することがあります。

ファンドマネージャーに関する情報（氏名、写真、略歴等）およびそのコメントを記載することがあります。

上記に加えて、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

- ・投資信託は、預金ではありません。

- ・投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、元本および収益分配金が保証されているものではありません。

- ・投資信託の運用による損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。

投信評価会社、投信評価機関等による評価を取得、使用することがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド受益証券の名義書換

受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求するこ

とができます。名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、取扱販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。

名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

日本株マーケット・ニュートラル 約款

【運用の基本方針】

約款第 22 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケット ニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券およびわが国の証券投資信託「りそな・短期金融資産マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の変動にかかわらず信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

【運用方法】

(1)投資対象

外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケット ニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券およびわが国の証券投資信託「りそな・短期金融資産マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

「ジャパニーズ エクイティ マーケット ニュートラル マザーファンド」および「りそな・短期金融資産マザーファンド」に対する投資比率は概ね以下の通りとします。

1. ジャパニーズ エクイティ マーケットニュートラル マザーファンド..... 95 %程度
わが国の株式の買いポートフォリオと売りポートフォリオを組み合わせることにより、わが国の株式市場全体の変動にかかわらず絶対収益の獲得を目指すケイマン籍外国投資法人の円建て投資証券
2. りそな・短期金融資産マザーファンド..... 5 %程度
わが国の短期公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的とするわが国の証券投資信託の受益証券
ただし、資金動向や市況動向等に急激な変化が生じたときおよび残存信託期間や残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用制限

上記外国投資法人の円建て投資証券、わが国の証券投資信託の受益証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等、ならびに外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書でコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等の性質を有するもの以外の有価証券への直接投資は行いません。ただし、約款第 21 条第 2 項に定める金融商品に投資することができます。

有価証券先物取引等の派生商品取引、有価証券の借入れ、有価証券の空売りおよび有価証券の貸付の指図を直接行うことはありません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

【収益分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲

繰越分を含めた、経費控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 日本株マーケット・ニュートラル 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金 830,762,838 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 23 年 10 月 20 日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条に規定する信託によって生じた受益権については 830,762,838 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。
委託者が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 5 種類とします。
保護預り契約および自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に關する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第 12 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位および価額】

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 11 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対して 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。
第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドンまたはダブリンの銀行休業日にあたる場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。
第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
第 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第 33 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第 14 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。
記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
前項の規定による名義書換の手続きは、第 33 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第 15 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第 16 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第 17 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第 18 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第 19 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第 20 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券

- ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（証券取引法第２条第１項第８号に掲げるものを除きます。）
 - ニ．金銭を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第 21 条 委託者は、信託金を、主として外国投資法人「ジャパニーズ エクイティ マーケット ニュートラル マザーファンド」の円建て投資証券およびわが国の証券投資信託「りそな・短期金融資産マザーファンド」の受益証券に投資を行うほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で前号の性質を有するもの
委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

【運用の基本方針】

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資信託受益証券の保管】

第 23 条 受託者は、信託財産に属する投資信託受益証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

【保管業務の委任】

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 25 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 26 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第 27 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却等の指図】

第 28 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 29 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、投資信託受益証券および外国投資法人の投資証券にかかる分配金、有価証券等にかかる利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、

資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないものとします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【信託の計算期間】

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 21 日から 10 月 20 日まで、10 月 21 日から翌年 4 月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 14 年 4 月 12 日から平成 14 年 10 月 21 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査報酬の額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 73 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第 37 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金

額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 38 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 39 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 39 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じたものとします。ただし、第 41 条第 4 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第 40 条 受益者が、収益分配金については第 39 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 39 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第 41 条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位（別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がロンドンまたはダブリンの銀行休業日にあたる場合には、受益証券の一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約

します。

前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託が主要投資対象とする「ジャパニーズ エクイティ マーケット ニュートラル マザーファンド」および「リソナ・短期金融資産マザーファンド」のいずれかがその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、

第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 48 条 第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 42 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【信託期間の延長】

第 49 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第 50 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第 1 条

第 39 条 第 7 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 4 月 12 日

委託者 東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
りそな信託銀行株式会社